

2017年6月定例会

1 給特法の改正について

教育現場の時間管理意識の低さには、労働時間管理のベースとなる法制度の不備が影響している。教職調整額の位置付けや時間外勤務手当の支給の可否等も含め、教員の労働時間管理の在り方と正当な報酬制度等について改めて考える時だ。教員の働き方改革に本気で取り組むなら、給特法の改正を国に働きかけるべきだが、いかがか。

民主・県民クラブの高橋議員の質問にお答えいたします。

給特法の改正についてのご質問であります。現在、国において教員の働き方改革の議論がなされているところであり、改正を国に働きかけることは考えておりませんが、その動向を注視してまいりたいと存じます。

私としましては、国に教員加配を働きかけるとともに、教師業務アシスタントや運動部活動支援員を拡充するなどにより、県教委の働き方改革を支援してまいりたいと存じます。

以上でございます。

2 県教委の働き方改革について

(1) 出退勤時間の把握

ア 実態等

県内の学校で、個人別の出退勤の時間を正確に把握している学校はどのくらいあるのか。また、教員の在校時間を個別に正確に把握することは、労務管理の基本中の基本であり、県・市町村教委や学校の管理職が教員の抱える課題を把握するという意味において、最初に位置付ける課題だがいかがか、併せて教育長の所見を伺いたい。

まず、実態等についてであります。タイムカードによる出退勤時間の把握は1市4町の13校であります。全ての県立学校と96%の市町村立学校では、自己申告の業務記録票等により時間外業務の時間と内容を把握しております。

これまでも教職員の健康管理や労務管理については校長の責務であることから、長時間業務の実態を把握し、業務の平準化を図るなど指導してきておりますが、今回の働き方改革プランの重点取組においても管理職による時間管理を徹底することとしております。

2 県教委の働き方改革について

(1) 出退勤時間の把握

イ ICカードを使った管理システムの導入

ICカードを使った出退勤管理システムは、リアルタイムで勤務時間を見える化でき、タイムリーに対策が打てる。モデル校だけでなく、早急に県内全校に導入すべきだ。また、県教委が市町村教委に対し財政的な支援を行うことも検討すべきだが、併せて教育長の所見を伺いたい。

次に、ICカードを使った管理システムの導入についてであります。本県では、ほとんどの学校で時間外業務の時間や、取り組んだ内容も把握できる業務記録票等を活用し、時間に対する教職員の意識向上や業務の見直しに取り組んでいるところであります。

お話のICカードの導入については、こうした取組の進捗状況や、既に導入している他県の状況も参考にしながら、研究してまいりたいと存じます。

2 県教委の働き方改革について

(2) 働き方改革プランの目標設定

命に関わるような長時間労働の解消は喫緊の課題だ。働き方改革プランにも、例えば年間720時間や、月100時間を超えて時間外業務をする人をゼロにする、というような目標を付け加えるべきだ。これは急を要する課題なので、3年ではなく、スピード感をもって進めるべきだ。目標設定について、教育長の所見を伺いたい。

次に、働き方改革プランの目標設定についてであります。県教委では時間外業務の多い教職員への対応を重大な課題と捉え、業務の平準化など管理職による個別の対応や、産業医等による健康相談の実施などに取り組んできております。

このたびのプランに数値目標を設定してはおりませんが、これまでの取組を踏まえ、更に時間外業務の縮減を徹底させるため、具体的には、遅くとも20時を目安とした退校時刻や定時に退校する日の設定、部活動休養日の徹底等を示し、全県で一斉に取り組むこととしております。

2 県教委の働き方改革について

(3) 衛生委員会の設置状況等

国は、教職員50人以上の学校に衛生委員会の設置を、教職員10人以上49人以下の学校には衛生推進者の選任を求め、衛生委員会の審議事項として、長時間労働による健康障害

防止対策を挙げている。県内公立学校の衛生委員会の設置や、衛生管理者・衛生推進者の選任状況はどうか。また、長時間労働対策が審議されているのであればその効果等はどうか。今回のプランとの関わりと併せて教育長に伺いたい。

次に、衛生委員会の設置状況等についてであります。平成29年度の公立学校の衛生委員会設置及び衛生管理者・衛生推進者の選任は全て100%となっております。

審議内容については、全ての県立学校で勤務負担軽減対策が挙がっており、放課後の会議の精選や、学年ごとの定時退校日の設定等が行われております。

また、市町村立学校については、服務監督を行う市町村教委に確認したところ、多くの学校で勤務負担の軽減策を審議しているとのことであります。

働き方改革プランについても衛生委員会で具体的な方策を審議し、職員会議等で全教職員の共通理解を図り、一丸となって取り組むよう、学校等に対し働きかけてまいりたいと存じます。

以上でございます。

3 精神保健福祉法の改正について

(1) 代表者会議

精神保健福祉法改正案では、県など保健所設置自治体は精神障害者支援地域協議会を設置することとなっており、支援体制を協議する「代表者会議」と、措置入院患者の退院後支援計画の作成などを行う「個別ケース検討会議」が開かれる予定だ。代表者会議は、警察の参加が想定されているが、患者の個人情報治安目的で使用されないよう、十分な配慮が必要だ。薬物使用が認められた場合などのグレーゾーン事例の対応への考え方を含め、保健福祉部長に伺いたい。

お答えいたします。

まず、代表者会議についてであります。本県ではすでに、精神障害者の地域生活支援を目的として、保健所ごとに、市町村や警察等関係機関との連絡会議を開催し、違法薬物使用など司法と医療の双方に関わるグレーゾーン事例への対応方針を含め、情報共有や役割分担等の連携体制を構築しているところであります。

今後、この会議を基に代表者会議に発展させることを考えておりますが、法改正の趣旨は、犯罪防止を目的とした監視の強化ではなく、支援の強化であることを念頭に置いて、グレーゾーン事例などの個別の患者情報の取扱いについては、法律の成立後に国から示されるガイドラインに沿って、適切に運営してまいりたいと存じます。

3 精神保健福祉法の改正について

(2) 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は措置入院中に行われ、本人や家族、病院、県、市町村などが参加し、退院後支援計画の作成や実施に係る連絡調整などを行うものだが、日程調整や支援計画の作成に時間がかかると、措置解除が遅れかねない。迅速かつ丁寧な運営が求められるが、どのような会議運営を考えているのか、保健福祉部長に伺いたい。

次に、個別ケース検討会議についてであります。法令上、措置入院の解除は、退院後支援計画の作成の有無に関わらず、自傷他害のおそれが無くなれば、直ちに行うこととされており、個別ケース検討会議の日程調整等が措置解除の遅れにつながることはないと考えております。

いずれにしても、国から示されるガイドラインに沿って、本人や家族の意向を尊重しながら、入院初期から関係機関と緊密な連携を図り、適切に地域における支援計画が立てられるよう、迅速かつ丁寧な運営に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

3 精神保健福祉法の改正について

(3) 保健師の増員等

精神保健福祉法改正案では、県など保健所設置自治体は精神障害者支援地域協議会の設置や、措置入院患者の退院後支援計画の作成などを行うこととしており、退院後の支援体制の整備も急務だ。保健所では相談指導や支援に係る調整業務が増えるため、精神保健対応を行う保健師の増員や保健所の体制整備が必要と考えるがいかがか。

お答えいたします。

精神保健福祉法の改正についてのご質問であります。

保健師の増員等についてであります。措置入院患者の退院後の支援については、これまでも、保健師を中心とした保健所職員が、本人や家族の意向を踏まえ、医療機関、市町村等と協議し、連携して対応してきたところであります。

今後、法改正により増加する事務量を見極め、限られた人材を戦略的に配置しながら、精神障害のある方に対する支援体制の整備に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

4 留学生支援センターについて

県内における留学生の一層の活用と県内企業への就職促進、留学生支援体制の整備を目指し、留学生の募集から受入れ、岡山での生活支援や勉学支援、就職支援などを総合的に行う、産官学労金など関係機関が運営する留学生支援センターの設立を検討してほしいが、所見を伺いたい。

お答えいたします。

留学生支援センターについてのご質問であります。県内では既に、産学官が連携した留学生の受入推進や、産業界と大学が連携した奨学金の給付、インターンシップの受入れ、合同企業説明会など、様々な留学生支援の取組が行われているところです。

こうしたことから、ご提案のような産官学労金で運営する支援センターを、県が中心となって設立することまでは考えておりませんが、今後とも、留学生の支援の充実に向けて、必要な協力等を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

5 消費者教育について

(1) 倫理的な消費行動

岡山県消費者教育推進計画には、いわゆる悪質クレームを抑止し、倫理的消費行動を喚起する教育プログラムの記載がない。日本では、消費者が事業者より優位に立つ傾向があり、悪質クレームの抑止には、消費者の立場を過度に振りかざさない、一定の倫理観の醸成が重要だ。消費者教育で、悪質クレームの事例などを共有し、倫理的な消費行動を促すプログラムを実施すべきだ。また、ポスターの作成など情報発信や啓発活動に取り組むべきだが、併せて所見を伺いたい。

お答えいたします。

消費者教育についてのご質問であります。

まず、倫理的な消費行動についてであります。岡山県消費者教育推進計画では、お話の倫理的な消費行動を含め消費者の社会的役割の理解についても、消費者教育推進の意義としているところであります。

そのため、県消費生活センターを中心に、消費者の社会的な役割や責任など倫理的な視点も取り入れた教材や啓発資材を開発し、現在、各ライフステージでの消費者教育や啓発

活動を行っているところであり、引き続き、こうした取組を通じて、自立した消費者の育成を図ってまいりたいと存じます。

5 消費者教育について

(2) サービス事業者への配慮

消費者が欲求を際限なく追求し、事業者が限界まで対応すれば、現場で働く人の生産性向上やワーク・ライフ・バランスの確保は難しい。ワーク・ライフ・バランス憲章は、国民一人ひとりに「消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する」ことを求めているが、こうした意識の醸成について、消費者教育の中で、どう位置付け、どう取り組むのか、所見を伺いたい。

次に、サービス事業者への配慮についてであります。岡山県消費者教育推進計画では、自らの消費行動が、様々な面で他者に影響を及ぼし得ることの理解についても、消費者の社会的な役割と捉え、消費者教育を行っているところであります。

こうした取組を通じて、お話のサービスの背後にある働き方への配慮についても、社会全体の理解が進むよう努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。